

# OTU OKAYAMA TEACHERS' UNION ニュース

OTUネット 岡山県教組のホームページ・アドレス <https://otu.or.jp/>

発行所

岡山県教職員組合  
岡山市中区西川原255番地  
〒703-8567  
(電話(086)272-1278)

編集人 松尾 涼 児

発行人 吉田 康 文

印刷所 株式会社印刷KOHWA



5月18日、沖縄が日本復帰した1972年5月15日にちなんだ「5・15沖縄平和行進」がおこなわれ、全国から集まった2,000人を超える参加者が「基地のない平和な沖縄」の実現を呼びかけました。県教組からは4人が参加し、米軍基地返還や陸上自衛隊ミサイル基地の配備撤回などをもとめる声を上げながら、普天間飛行場に沿って行進しました。

## 給特法の見直しを！全国一斉街宣行動



県教組は、中教審「質の高い教師の確保特別部会」で審議まとめが示された5月13日、岡山駅にて学校の働き方改革を訴える街宣行動をおこないました。「残業代がほしいのではなく、子どもや保護者と関わるための時間がほしい」と教員の働き方に関して理解をもとめました。街宣行動には、組織内議員の小林寿雄岡山市議、河村美典津山市議も参加し、長時間労働を是正するために「給特法」を根本的に見直すよう訴えました。

中教審 審議まとめ 2・3面

7/21 採用試験突破学習会Ⅱ 4面

# 教員「残業代なし」維持 中教審部会が提言

5月13日、長時間労働を背景とする公立学校教員のなり手減少を受け、人材確保策を検討してきた中央教育審議会「質の高い教師の確保特別部会」が「審議まとめ」を公表しました。「給特法」については、現行の枠組みを維持するとされ、時間外勤務手当を出さない代わりに支給している教職調整額を現在の「基本給の4%」から「10%以上」に引き上げる方策が示されました。また、働き方改革に向けた具体策として、勤務間インターバルの導入や教科担任制の拡大などが提案されました。

## 審議まとめと日教組の評価

|                                                                                                   | 【審議まとめ】                                                                                                                                            | 【日教組の評価】                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教員の<br>処遇改善<br> | <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 教職調整額を4%から10%以上に引上げ</li><li>◆ 教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設</li><li>◆ 学級担任の義務教育等教員特別手当を増額</li><li>◆ 管理職手当の改善</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>◇ 現在の業務量や職責をふまえると、処遇改善は必要であるものの、人確法の趣旨をふまえ給料表での改善をおこなうべき</li><li>◇ 級の細分化は職場の分断につながりかねない</li><li>◇ 財源確保をおこなったうえでの措置とすべき</li></ul> |
| 働き方<br>改革<br>  | <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 全教員の残業を将来的に月20時間程度に縮減</li></ul>                                                                            | <ul style="list-style-type: none"><li>◇ 「勤務時間内で業務が終了する」ことをめざすべき</li><li>◇ 縮減のための具体策がない。縮減にむけたロードマップを作成すべき</li></ul>                                                    |
|                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 勤務間インターバルの導入</li></ul>                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"><li>◇ 一人当たりの業務削減をおこなうことが大前提</li><li>◇ 超勤抑制効果のある制度設計が必要</li></ul>                                                                     |
| 人員の<br>増強<br>  | <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 小学校3・4年に教科担任制を拡大</li><li>◆ 教員と管理職の一部業務を肩代わりする支援員の配置充実</li><li>◆ 主幹教諭、事務職員の配置充実</li></ul>                   | <ul style="list-style-type: none"><li>◇ 一人あたりの持ち授業時数規制のような、すべての校種で業務軽減につながる施策が必要</li><li>◇ 加配を基礎定数化するなど、毎年確実に人が配置されることが重要</li><li>◇ 臨時・非常勤教職員の処遇改善が必要</li></ul>        |
|                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 若手教員サポートのための「新たな職」の創設</li></ul>                                                                            | <ul style="list-style-type: none"><li>◇ 支援のために、財源や人の確保が必要</li></ul>                                                                                                    |

## 給特法をめぐる経緯

|                      |                                                                                                                                        |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1960年代               | 教員の超過勤務を巡る訴訟が相次ぐ。                                                                                                                      |
| 1972年                | 給特法施行。教員には残業代を支給せず、教職調整額（基本給の4%）が支給されることとなる。                                                                                           |
| 2019年12月             | 給特法一部改正。時間外勤務時間の上限（月45時間、年間360時間）を定める。1年単位の変形労働時間制の導入が可能となる。<br>改正の際、萩生田文科大臣（当時）が「2022年に実施する勤務実態調査の結果を踏まえて、給特法の法制的な枠組みについて根本から見直す」と明言。 |
| 2023年5月              | 文科省が中央教育審議会に「更なる学校の働き方改革」「教師の処遇改善」「学校の指導・運営体制の充実」の在り方について意見をもとめる。                                                                      |
| 2024年5月<br><b>現在</b> | 中央教育審議会の部会が審議まとめを公表。そのなかで、給特法について、「授業準備や教材研究等が、どこまで職務なのか切り分けることは困難」であり、「時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない」として、給特法の枠組みを残すよう提言。                   |

## 給特法がある限り時間外労働はなくなる

一般公務員の給与と勤務条件は、労働基準法と地方公務員法にもとづき決まっていますが、教員は給特法によって給与と勤務条件の一部に特例が設けられています。

### <給特法による特例>

- ① 時間外勤務手当と休日勤務手当を支給しない
- ② 4%を基準に教職調整額を支給する
- ③ 36協定の締結を経ないで、条例で時間外勤務を命じることができる
- ④ 命令できる業務は4項目※に限定
  - ※(1) 生徒の実習に関する業務
  - (2) 学校行事に関する業務
  - (3) 職員会議に関する業務
  - (4) 非常災害等やむを得ない場合に必要業務
- ⑤ 業務量の適切な管理等に関する指針を定める（2019年の改正で追記）
- ⑥ 一年間の変形労働時間制を条例によって採用できる（2019年の改正で追記）

時間外勤務手当等の支払いが企業に課されているのは、長時間労働に対する企業の負担を費用として増やすことで時間外労働を減らし、労働者の健康を守るためです。教員の場合、特例①②によって、4%という一定の調整額しか支給されないため、時間外労働の多寡に関わらず給与支給者である県教委の負担は変わらず、

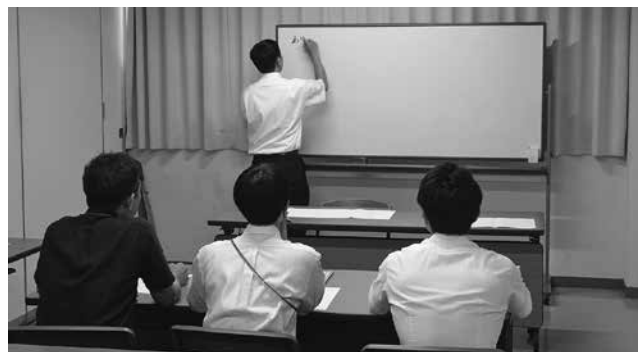
時間外労働への抑止が機能していません。また、特例④によって、「超勤4項目」以外の業務については建前上、時間外勤務を命じられないことになっているため、勤務時間外にテストの採点などの業務に従事した場合であっても、「自主的」「自発的」な業務として整理され、勤務した時間として管理されていません。

## 真の長時間労働是正のために パブリックコメントにとりくもう

今回の審議まとめは、教員の人材確保策を検討するなかでまとめられたものですが、処遇を多少改善した程度で教員志望者が大幅に増加するとは到底考えられません。特別部会の妹尾委員は議論のなかで、「人を増やすための施策が非常に弱い」と指摘しています。ブラックな職場として広く認知されてしまった現在の学校現場に人を呼び込むためには、長時間労働の解消にむけた抜本的な改革が必要不可欠です。その点でも、給特法の枠組みを残すべきとした今回の審議まとめは不十分と言わざるをえません。

ただ、不十分であっても、働き方改革や子どもたちのゆたかな学びに少しでもつなげるため、まずは今回記載された内容の確実な実施がとめられます。文科省には、それぞれの施策が、いつまでに、どこまで実現できるか、具体的な工程表や予算確保の見通しを社会に示す責任があります。今後、中教審の総会で最終的な答申をまとめるにあたり、今回の提言について6月14日からパブリックコメントの募集が開始されます。長時間労働是正に資する内容となるよう、多くの教職員の声を届けましょう。

# 2024年度実施 岡山県・市合同 教員採用試験突破学習会Ⅱ



日 時： 7/21(日) 13:30～16:50 (受付 13:00～)

会 場： 岡山県生涯学習センター 岡山市北区伊島町3丁目1番1号

定 員： 組合員限定 先着 20人 参加費 無 料

内 容： ①面接官の視点 ②模擬授業対策

申込方法： QRコードかURL (<https://x.gd/I1XFM>) より  
グーグルフォームにて申込



【申込メ切】7月10日(水)

## 国際連帯・子どもの人権連カンパ ご協力ありがとうございました

国際連帯  
カンパ

311,470円

子どもの人権連  
カンパ

155,735円

国際連帯カンパは、児童労働撲滅等のNPO支援や、各国で発生する地震・津波等の被害者に対する緊急支援を目的に、日教組を通じて支援金として支出します。

子どもの人権連カンパは、人権教育の課題と現状について学ぶ学習会の開催や、子どもの人権啓発グッズの作成などの活動を支えるために使用されます。